

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

長崎まちづくりのグランドデザインを策定するにあたり、幅広い知見を集めるため、学識経験者や関係団体等で構成する「長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会」を設置します。

長崎まちづくりのグランドデザイン（概要）

「経済再生」と「定住人口増加」のためには、新たなまちの基盤から生まれる効果を市全体に波及させる必要がある。

長崎まちづくりのグランドデザイン

都心部

長崎駅等からまちなかをはじめとする都心部全体への回遊を促す。
(都心まちづくり構想)

都心部－周辺部

都心部と周辺部をつなぐネットワークの維持・強化等



2 主な改正内容 長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会の設置

3 施行期日 令和6年7月1日

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

「**がんばらんば長崎市応援寄附金**（個人版ふるさと納税寄附金）」及び「**企業版ふるさと納税寄附金**」について、寄附者の意向に沿って、柔軟かつ最大限に活用することができるよう2つの寄附金を積み立てるための基金を設置します。

2 主な改正内容

がんばらんば長崎市応援基金及び企業版ふるさと納税基金の設置

基金名	がんばらんば長崎市応援基金	企業版ふるさと納税基金
目的	がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。
基金充当想定事業	<ul style="list-style-type: none">● 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業● その他「がんばらんば長崎市応援寄附金」を受け入れた年度の翌年度以降に活用することが見込まれる事業	<ul style="list-style-type: none">● 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業● 幸(さいわい)・WAKU×わくプロジェクト● その他、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

3 施行期日 公布の日

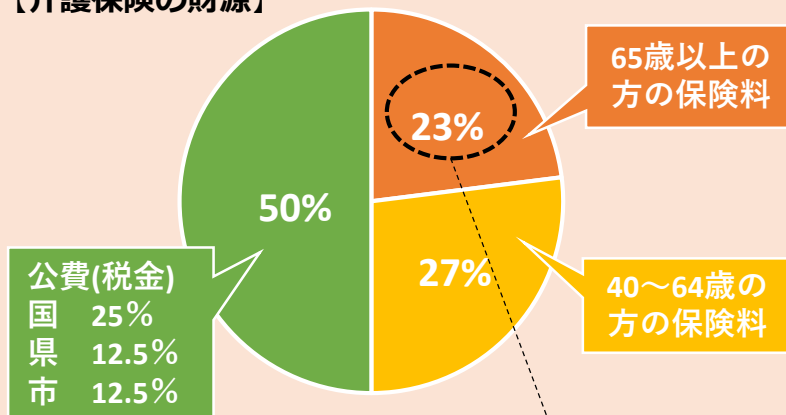
長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

1 概要

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を改定します。

「介護保険」は高齢者の暮らしを社会全体で支えるための仕組み

【介護保険の財源】



保険料基準額の決まり方

長崎市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分(23%)

÷

長崎市に住む65歳以上の方の人数

=

基準額

2 主な改正内容

① 基準額

第8期

(令和3年度～5年度)

6,800円/月
81,600円/年

変更なし

第9期

(令和6年度～8年度)

6,800円/月
81,600円/年

② 負担区分(所得段階)

第8期

(令和3年度～5年度)

1～10段階

(年額24,500円～163,200円)

第9期

(令和6年度～8年度)

1～13段階

(年額23,300円～195,800円)

負担増

●所得の高い方

11段階

(年額163,200円→171,300円)

12段階

(年額163,200円→187,600円)

13段階

(年額163,200円→195,800円)

負担減

●所得の低い方

1段階

(年額24,500円→23,300円)

2段階

(年額40,800円→39,600円)

3段階

(年額57,200円→55,900円)

所得の高い方に多く負担いただき、所得の低い方の負担軽減を図る。

3 施行期日 令和6年4月1日

長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

改正前と改正後の所得段階に係る介護保険料の比較

改正前

[第8期 (R3~5) 介護保険料]

所得段階	対象者		保険料	
	要件	人数 (3か年度平均)	掛け率 (対基準額)	年額
第1段階	生活保護受給者等	31,588人	0.3	24,500円
	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等の合計額が80万円以下			
第2段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超120万円以下	13,079人	0.5	40,800円
第3段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が120万円超	11,977人	0.7	57,200円
第4段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円以下	14,936人	0.91	74,200円
第5段階 (基準)	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超	13,559人	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)
第6段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円未満	18,475人	1.16	94,600円
第7段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	18,491人	1.25	102,000円
第8段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	6,771人	1.5	122,400円
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満	2,101人	1.75	142,800円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が400万円以上	4,434人	2.00	163,200円
計		135,410人		

改正後

[第9期 (R6~8) 介護保険料 (案)]

所得段階	対象者		保険料	
	要件	人数 (3か年度平均)	掛け率 (対基準額)	年額
第1段階	同左	31,635人	0.285	23,300円
第2段階	同左	13,958人	0.485	39,600円
第3段階	同左	12,619人	0.685	55,900円
第4段階	同左	13,782人	0.9	73,400円
第5段階 (基準)	同左	13,958人	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)
第6段階	同左	18,827人	1.2	97,900円
第7段階	同左	17,867人	1.3	106,000円
第8段階	同左	6,384人	1.5	122,400円
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	2,231人	1.7	138,700円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1,123人	1.9	155,000円
第11段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	622人	2.1	171,300円
第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	419人	2.3	187,600円
第13段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が720万円以上	1,826人	2.4	195,800円
計		135,252人		

・現行の第9段階以上の段階を区分する基準所得金額を変更

・第1段階から第4段階、第6段階、第7段階及び第9段階以上の基準額に対する乗率を変更



長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

良好な住宅用地の供給を促進し、希望する住宅を取得しやすくすることで、長崎市への移住、定住人口の増加を図るため、原則、開発を制限している市街化調整区域での住宅団地開発を許容する要件を緩和します。

2 主な改正内容

市街化調整区域において住宅団地開発を許容する要件を緩和

現在

0.5ヘクタール以上の住宅団地開発に限り地区計画で許可

要件に合致する箇所が少なく、住宅用地の供給が進まない

改正後

新たに0.5ヘクタール未満の小規模な住宅団地開発を許容（※）

地区計画の手続を経ることなく、住宅団地開発が可能

（※）主な要件等

- ・災害危険区域等を含まないこと。
- ・居住誘導区域等に隣接していること。
- ・開発区域の全体が、居住誘導区域からおおむね250m以内であること。
- ・水道事業の給水施設から給水が可能で公共下水道に接続可能であること。
- ・地表面が水平面に対し15度を超える角度をなす土地が1/2以上含まないこと。

【住宅団地イメージ】



3 施行期日 公布の日